

I W A T S U サービス保守業務契約条項

2025 年 4 月 21 日発行

第 1 条（契約条項の適用）

1. 岩崎通信機株式会社（以下「当社」といいます。）は、この IWATSU サービス保守業務契約条項（以下「本保守条項」といいます。）に基づき、次項の申込書に定める保守サービスを提供します。
2. 本保守条項と IWATSU サービス申込書兼承諾書（以下「申込書」といいます。）の規定が異なるときは、申込書の規定が本利用規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条（定義）

本保守条項においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （1）契約者：申込書に基づいて本サービスの提供を受ける申込書「1. 申込者」記載の者
- （2）エンドユーザー：契約者が本サービスの利用を承諾した、申込書「2. エンドユーザー情報」記載の者
- （3）契約者等：契約者およびエンドユーザー

第 3 条（責務）

1. 当社は、本保守条項の定めに従って、次条に定める保守対象の保守サービスを行います。
2. 保守対象に異常が生じた場合は、契約者等は、速やかに当社に連絡し、当社または当社の再委託先がこれに対応します。
3. 本保守条項に基づく保守サービスは、保守対象に障害が発生しないことを当社が保証するものではありません。

第 4 条（保守対象）

1. 保守サービスの対象は申込書の別紙_保守詳細「1. 保守対象」に定めるとおりとします。
2. 保守対象の構成を変更（員数の変更を含む）する場合は、文書により契約者および当社が確認することとします。なお、その際保守料金を改定する必要があるときは、契約者と当社間で協議し文書によりこれを定めることとします。
3. 契約者は保守対象の設置場所を変更する場合はあらかじめ当社に通知することとします。なお、設置場所変更の際は、契約者および当社で協議のうえ、保守料金を改定できます。

第 5 条（保守サービス）

1. 当社は、契約者等から障害発生連絡があった場合には、次の各号のいずれか、または両方にて診断、修理・復旧を行うこととします。
 - （1）当社または再委託先の技術者による遠隔操作
 - （2）当社または再委託先の技術者を現地に派遣
2. 次の各号に関する障害の場合は、前項の対象外とします。
 - （1）コンピュータウィルスを原因とする事象

- (2) 契約者等の故意または過失による障害
 - (3) 天災その他の不可抗力による障害
 - (4) 当社の承諾なしに契約者等または第三者が保守対象を修理、調整、改造、周辺機器の追加または移設を原因とする障害
 - (5) 保守対象以外の機器（電話機、ヘッドセット等）および配線関係の障害
 - (6) 当社の承諾なしに設置場所が変更された保守対象機器の障害
3. 保守作業時間帯および作業可能日は申込書の別紙_保守詳細の「2. 保守サービスの内容および対応時間帯」に、連絡先は申込書の別紙_保守詳細の「3. 保守サービス窓口」の定めるとおりとします。

第6条（契約者等による協力）

1. 契約者等は、当社が行う保守サービスの業務に対して、契約者等の立場に照らして合理的に必要、且つその能力からして合理的に可能な範囲内で協力することとします。また当社は、保守に関して必要な場合は、契約者等の事前承諾を得たうえで、保守サービスの業務の範囲内で保守対象等に対して無償で必要な操作等ができることとします。
 2. 円滑な保守サービス業務と障害復旧のために契約者等は当社に対し、次の各号の便宜を可能な限り提供することとします。
 - (1) 保守サービスの業務に必要な作業場所の確保
 - (2) 保守対象の設置場所への出入り許可
 - (3) 保守サービスの業務に必要な機材等の持ち込みおよび持出しについての許可および便宜
- 以上